

慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、(社)静岡県設備設計協会の慶弔見舞いに関する事項を規定する。

2 会員の慶弔に際し、協会は祝福、弔慰、見舞いの意を表し、金品を支給する。

(慶弔見舞金の内容)

第2条 慶弔見舞金の内容は、祝金及び傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金の4種類とする。

(適用範囲)

第3条 前条の対象者は、定款第5条に定める正会員、その家族及び正会員の被使用者、賛助会員の代表者に適用する。

1 前項に適用する以外の者は、その都度考慮する。

第2章 祝金

(対象範囲)

第4条 特定せずその都度、理事会にて協議する。

第3章 傷病見舞金

(対象範囲)

第5条 正会員が傷病により療養のため休養する場合は、次により傷病見舞金を支給する。

(1) 7日以上入院の場合 5,000円

(2) 理事会の協議により、第1項の金額は増額することがあり、また、見舞金を添えることがある。

第4章 災害見舞金

(対象範囲)

第6条 その都度理事会にて協議する。

第5章 死亡弔慰金

(正会員死亡の場合)

第7条 正会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金を香典として贈呈する。

- (1) 金額 30,000円
- (2) 葬儀に際しては、協会名を記した花輪等を供する。
- (3) 葬儀が遠方で協会代表者が出席できない場合は、協会名を記した弔電を送ることとする。
- (4) 特に功労のあった会員に対しては、第1項の額を増すことがある。

(正会員の家族の場合)

第8条 正会員の配偶者、子女及び父母が死亡した場合は、次の区分により弔慰金を香典として贈呈する。

- (1) 配偶者 10,000円
- (2) 子女及び父母 10,000円
- (3) 同居の義父母 10,000円

2 葬儀に際しては、協会名を記した花輪等を供する。

(被使用者及び賛助会員の出先代表者の場合)

第9条 次の通り弔慰金を香典として贈呈する。

- (1) 被使用者 10,000円
- (2) 出先代表者 5,000円

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年2月1日から施行する。